

宇土市重層的支援体制整備事業（多機関協働事業）業務委託仕様書

1 委託業務名

宇土市重層的支援体制整備事業（多機関協働事業）業務委託

2 業務の目的

社会福祉法第106条の4に規定された重層的支援体制整備事業を実施するにあたり、複雑化・複合化した支援ニーズを抱える事例に対応する支援関係機関が抱える課題の把握、役割分担、支援の方向性の整理といった事例全体の調整機能の役割を果たす多機関協働事業を実施することを目的とする。

3 委託期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間とする。

4 業務内容

受託者は、相談員1名を市の指定する窓口で常駐で配置し、複雑化・複合化した支援ニーズを抱える事例に対応する支援関係機関を支援する。ただし、必要に応じて、支援関係機関と連携しながら相談者本人に直接会って独自のアセスメントを行うなどといった直接的な支援も行うこととする。

また、複雑化・複合化した課題を抱える相談者からの相談に応じ、適切な支援関係機関に繋ぐ等の支援を行う。

具体的な業務内容は下記（ア）～（キ）のとおり。

（ア）相談受付

（イ）アセスメント

（ウ）プラン作成

（エ）連携調整（支援関係機関が抱える課題の把握、役割分担、支援の方向性の整理等）

（オ）プランに基づく支援の実施状況の把握・確認

（カ）支援会議、重層的支援会議への出席及び会議資料の作成補助

（キ）その他相談者への包括的な支援を実施する上で必要な支援の実施

5 実施体制

（1）人員配置

相談員を市の指定する窓口で1名常駐で配置すること。なお、相談員の配置時間及び配置を要さない日は以下のとおりとする。

① 配置時間

午前8時30分から午後5時15分までの間の1日7時間45分とする。

ただし、相談支援等の状況によっては、時間外等の弾力的な対応を行うよう努めること。

② 配置を要さない日

（ア）土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日

(イ) 年末年始（１２月２９日から１月３日まで）

(2) 要件

相談員は、地域の支援関係機関等を適切にコーディネートできる能力を持つと認められる者であること。具体的には、保健医療福祉等の分野における相談支援業務の実務経験を３年以上有している者であること。

6 委託業務の対象となる費用及び支払時期

(1) 給料、職員手当等、報酬、共済費、需用費（消耗品費、燃料費、修繕料）、使用料及び賃借料、役務費（通信運搬費、保険料、手数料、雑役務費）等の本業務に必要な経費

(2) 相談員が本仕様書に記載する業務に使用するＰＣ、インターネットに接続できる環境等は市で整えるものとする。

(3) 委託料の支払方法

市は、四半期ごとに委託料を支払う。

7 業務実施にあたっての留意事項

(1) 相談支援事業、参加支援事業、地域づくり事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業等の他事業・他分野と適切に連携し、包括的な支援の実施に努めること。

(2) 業務の実施にあたっては、本仕様書の他、厚生労働省が発出する資料（重層的支援体制整備事業実施要綱、関係通知、各種手引き等）に示された内容を踏まえて適切に支援を実施すること。なお、厚生労働省が発出する資料は、常に最新版を参照すること。

(3) 支援にあたっては、市が別途指定するシステム等を用いて、個別の相談記録を作成し、管理すること。

(4) 本業務で知り得た個人情報等をはじめとする事項について、秘密を保持し、宇土市の許可なく他に使用してはならず、在職中はもとより退職後であっても何人にも漏洩してはならない。また、業務委託完了後は速やかに破棄すること。

8 その他

(1) 毎月の事業報告書（月次報告書）を、翌月１０日までに提出すること。

(2) 事業年度終了後３０日以内に、年間事業報告書を提出すること。

(3) 本仕様書に定めのない事項等、疑義が生じたときは、誠意をもって協議を行い、これを決定する。